

議案第45号

守谷市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守谷市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成25年守谷市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び法第115条の12第2項第1号」を削り、「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年4月26日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
45号	1

## 提案理由（議案第45号）

提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則の一部改正により、国が定める指定地域密着型サービス事業者の指定基準が改正されるため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
45号	2

守谷市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例新旧対照表

改正	現 行
<p>(指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の資格)</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号_____の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。</p> <p>2 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。</p>	<p>(指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の資格)</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人_____とする。</p> <p>(新設)</p>